

————— JCR サステナビリティボンド・フレームワーク評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd. —————

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりサステナビリティボンド・フレームワーク評価の結果を公表します。

三井住友建設株式会社の サステナビリティボンド・フレームワークに SU 1(F)を付与

発行体：三井住友建設株式会社（証券コード：1821）

評価対象：三井住友建設株式会社
サステナビリティボンド・フレームワーク

<サステナビリティボンド・フレームワーク評価結果>

総合評価	SU 1 (F)
グリーン性・ソーシャル性評価 (資金使途)	gs1 (F)
管理・運営・透明性評価	m1 (F)

第1章: 評価の概要

三井住友建設株式会社（以下、三井住友建設）は、2003年4月に三井建設と住友建設が合併して誕生した準大手ゼネコンである。三井グループ、住友グループに属する唯一の建設会社であり、両グループ企業の生産施設、商業施設などを数多く手掛けている。さらに、超高層マンションやプレストレストコンクリート橋といった工事に強みがあり、高い技術力を持つ。2020年10月に橋梁工事を得意とする三井住友建設鉄構エンジニアリング（旧三井E&S鉄構エンジニアリング）を子会社化し、橋りょう事業を強化している。

三井住友建設は、持続可能な社会の実現と持続的な成長を遂げるため、目指す「2030年の将来像」を『新しい価値で「ひと」と「まち」をささえてつなぐグローバル建設企業』として、2018年度に設定している。この将来像の実現に向け、「中期経営計画 2019-2021」を策定しており、新しい価値の創造として、「建設生産革命の実現～次世代建設生産システム～」、「建設から広がる多様なサービス」、「サステイナブルな技術」、「グローバルな人材」を掲げている。また、環境方針“Green Challenge 2030”を制定し、「生活の質の向上」と「環境負荷低減」を両立し、持続可能な社会の実現に向けた活動を行っている。「脱炭素社会への貢献」、「循環型社会への貢献」、「自然共生社会への貢献」、「環境リスクの管理」、「環境コミュニケーション・ESD¹の推進」を5つの方針としており、それらを踏まえたKPIを設定している。

¹ Education for Sustainable Development (持続可能な開発のための教育)

今般の評価対象は、三井住友建設が債券により調達する資金を、環境改善効果および社会的便益を有する資金使途に限定するために定めたサステナビリティボンド・フレームワーク（本フレームワーク）であり、本フレームワークが「グリーンボンド原則（2021年版）」、「ソーシャルボンド原則（2021年版）」、「サステナビリティボンド・ガイドライン（2021年版）」、「グリーンボンドガイドライン（2020年版）」および「ソーシャルボンドガイドライン」に適合しているか否かの評価を行う。これらの原則等は国際資本市場協会（ICMA）、環境省および金融庁がそれぞれ自主的に公表している原則またはガイドラインであって規制ではないため、いかなる拘束力を持つものでもないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則およびガイドラインを参照して JCR では評価を行う。

三井住友建設では、サステナビリティボンドによって調達した資金を、グリーン適格クライテリアとして、陸上・水上太陽光発電事業、ZEH-M に該当する社員寮の建設、ソーシャル適格クライテリアとして、建設業に従事する現場労働者の重労働・危険作業を低減する、工場でのプレファブ生産の自動化推進に係る設備・施設の増設を満たすプロジェクトへの資金もしくは当該資金のリファイナンスに充当するとしている。JCR は、適格クライテリアはいずれも環境改善効果または社会的便益を有するプロジェクトを対象としたものであると評価している。

三井住友建設は、サステナビリティに関する明確な目標のもと、サステナビリティボンドを調達することを企図している。専門的な知見を有する部署および経営陣が資金使途の対象となるプロジェクトの選定およびプロセスにも関与する仕組みが確保されている。サステナビリティに関する体制整備は外部の専門家の意見を参考にしながら進められていること等から、JCR では三井住友建設に関して適切な管理・運営体制および高い透明性を確認した。

以上により、本フレームワークについて、JCR サステナビリティファイナンス評価手法に基づき「グリーン性・ソーシャル性評価（資金使途）」を“gs1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR サステナビリティボンド・フレームワーク評価」を“SU 1(F)”とした。

本フレームワークは、「グリーンボンド原則²」、「ソーシャルボンド原則³」、「サステナビリティボンド・ガイドライン⁴」、「グリーンボンドガイドライン⁵」および「ソーシャルボンドガイドライン⁶」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

² グリーンボンド原則 2021 年版
<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2021-updates/Green-Bond-Principles-June-2021-140621.pdf>

³ ソーシャルボンド原則 2021 年版
<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2021-updates/Social-Bond-Principles-June-2021-140621.pdf>

⁴ サステナビリティボンド・ガイドライン 2021 年版
<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2021-updates/Sustainability-Bond-Guidelines-June-2021-140621.pdf>

⁵ 環境省 グリーンボンドガイドライン 2020 年版
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf> (pp.14-47)

⁶ 金融庁 ソーシャルボンドガイドライン
<https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211026-2/01.pdf>

第2章：各評価項目における対象事業の現状とJCRの評価

評価フェーズ1：グリーン性・ソーシャル性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、本フレームワークの資金使途の100%がグリーンプロジェクトまたはソーシャルプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1：グリーン性・ソーシャル性評価は、最上位である『gs1(F)』とした。

(1) 評価の視点

本項では最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすプロジェクト、もしくは社会的便益をもたらすプロジェクトに充当されていることを確認する。次に、資金使途において環境および社会にネガティブな影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署または外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られていることについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

<資金使途にかかる本フレームワーク>

サステナビリティボンドで調達された資金は、以下の適格クライテリアを満たす事業、施設・設備の建設資金、もしくは同資金のリファイナンスに充当する予定。

【グリーン適格クライテリア】

- (1) 再生可能エネルギー：陸上・水上太陽光発電事業（環境アセスメント要件を満たしていることを前提とする。また、設置場所は国内を対象とし、自然破壊などの事前調査を行い、問題ないと判断したものに限る。）
- (2) グリーンビルディング：ZEH-Mに該当する社員寮の建設

【ソーシャル適格クライテリア】

- (1) 社会経済的向上とエンパワーメント：建設業に従事する現場労働者の重労働・危険作業を低減する、工場でのプレファブ生産（プレキャストコンクリート）の自動化推進に係る設備・施設の増設

プロジェクト対象者：現場建設の労働者

<本フレームワークに対するJCRの評価>

a. プロジェクトの環境改善効果および社会的便益について

i. 資金使途の100%について、環境改善効果もしくは社会的便益が期待されるものである。

資金使途の環境改善効果について

(1) 再生可能エネルギー

三井住友建設は、陸上・水上太陽光発電に係る再生可能エネルギー発電設備をグリーン適格資産としている。太陽光発電は化石燃料を代替することでCO₂削減効果を有するクリーンなエネルギーである。なお、三井住友建設は太陽光発電建設の選定において、CO₂削減量を考慮したイン

ターナルカーボンプライシング⁷を適用できるようになっている。また、いずれのプロジェクトにおいても事業における環境面でのネガティブな影響が回避されていることを前提条件としている。

2021年10月に発表された第6次エネルギー基本計画において、「気候変動問題への対応と日本のエネルギー需給構造の抱える課題の克服という二つの大きな視点を踏まえて策定する」ことが掲げられた。2020年10月に発表された、「2050年カーボンニュートラル」を目指す宣言および2021年4月に発表された2030年度の温室効果ガス排出削減目標として2013年度比46%減を目指すために、S（安全性（Safety））+3E（エネルギーの安定供給（Energy Security）、経済効率の向上（Economic Efficiency））による低コストでのエネルギー供給、環境への適合（Environment））の原則を前提としてあらゆる技術を利用していくことが示されている。同計画は再生可能エネルギーについて、温室効果ガスを排出しない脱炭素エネルギー源であるとともに、国内で生産可能なことからエネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な国産エネルギー源であるとしている。S+3Eを前提に、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すと記載しており、再生可能エネルギーが日本のエネルギー政策において果たす役割はますます大きなものとなっている。

本資金使途の対象は、「グリーンボンド原則」における「再生可能エネルギー」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

(2) グリーンビルディング

三井住友建設は、ZEH-M⁸に該当する社員寮の建設をグリーン適格資産としている。脱炭素への取り組み推進やリクルート活動への効果が期待できるうえ、環境改善効果だけでなく、ZEH案件としての実績確立による営業面への効果も見込まれることからグリーン適格資産の対象としている。

国土交通省は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた住宅・建築物の対策として、2021年8月23日「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方」を公表した。そこで2050および2030年に目指すべき住宅・建築物の姿として、2050年にはストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能が確保されていること、2030年までには新築される住宅・建築物についてZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能が確保されていること等を挙げている。この目指すべき姿を実現するための省エネ対策等の取り組みの進め方として、遅くとも2030年までに省エネ基準をZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能に引き上げ・適合義務化を掲げており、既存建物におけるZEB化技術の開発・進化は急務の課題と言える。

本資金使途の対象は、「グリーンボンド原則」における「地域、国または国際的に認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング」および「エネルギー効率」、環境省の「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「省エネに関する事業」に該当する。

資金使途の社会的便益について

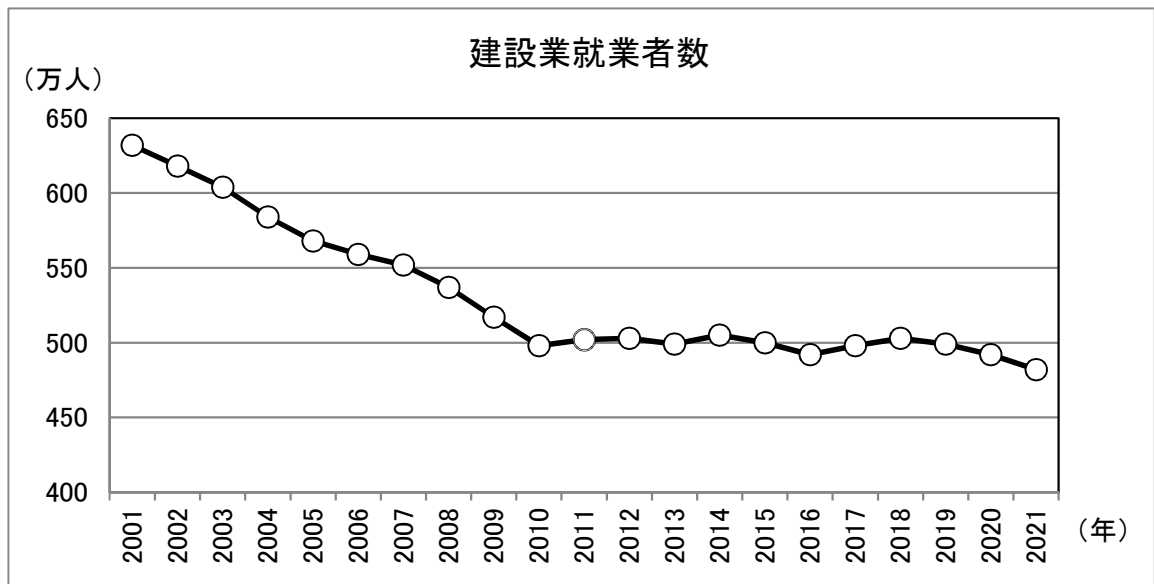
(1) 社会経済的向上とエンパワーメント

三井住友建設では、建設業に従事する現場労働者の重労働・危険作業を低減する、工場でのプレファブ生産の自動化推進に係る設備・施設の増設をソーシャル適格クライテリアに挙げている。

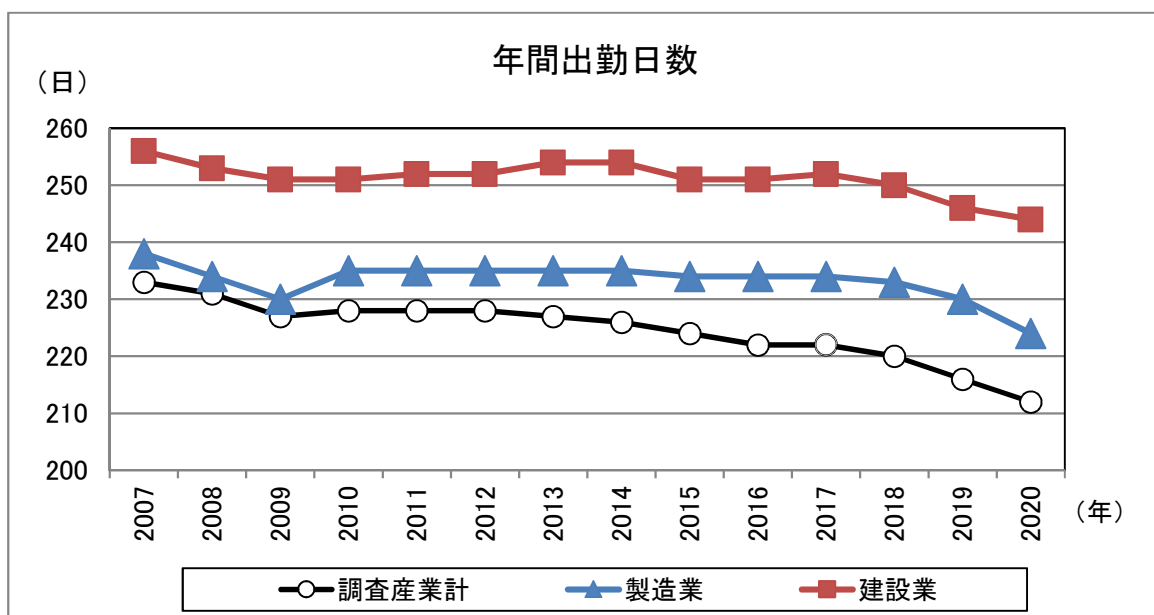
⁷ 企業内で独自に排出量に価格を付け、投資判断などに活用できる制度

⁸ Net Zero Energy House Mansionの略。住まいの断熱性・省エネ性能を上げること、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、年間の一次消費エネルギー量（空調・給湯・照明・歓喜⁹の収支をプラスマイナスゼロ（もしくはゼロに近づける）による共同住宅を指す。4つある種別の中で、「ZEH-M」は創エネを含めて100%以上の省エネ率を実現するものとしている。

建設業は労働集約型の産業であり、動員できる技能労働者・技術者数が施工高に直結するため、建設事業者にとって人手の確保は重要なポイントとなる。一般社団法人日本建設業連合会（日建連）の試算では、高齢化などに伴い建設技能労働者が2014年度の343万人から2025年度には128万人減少する見通しとなっており、若年層を中心とした新規入職者の確保と離職の抑制が建設業界の課題となっている。こうした中、労働条件や労働環境などの改善を図るべく、業界をあげて働き方改革を進めている。特に問題となっているのが、建設業界では週休2日（4週8閉所）が定着しておらず、土曜日も稼働している建設現場が相当数あることである。日建連では、21年度までに4週8閉所（完全週休2日）の実現を目標としている。また、建設業界が猶予されている時間外労働の上限規制が2024年4月1日から適用されるため、建設業界全体としてその対応も必要となる。



(出典：総務省 労働力調査⁹)



(出典：厚生労働省 毎月勤労統計調査¹⁰)

⁹ 2013年以降は、派遣社員を含む

¹⁰ 年間出勤日数＝年度平均月間値×12、調査対象は5人以上の常用労働者を雇用する事務所

こうした建設業界での課題に対し、三井住友建設は、労働条件や労働環境の改善に取り組んでおり、作業所での週休2日（4週8閉所）も推進している。2020年度は、「4週6閉所以上」を推進し、新規着工作业所における目標を100%として、実施率（継続工事を含む）は83.6%となった。2021年度からは「週休二日（4週8閉所）の推進」を掲げ、新規着工作业所における目標を100%として取り組みを強化している。また、三井住友建設は、「2030年の将来像」の実現に向け、「中期経営計画 2019-2021」において「建設生産革命の実現～次世代建設生産システム～」を掲げている。この実現に向けた内容は、「生産性の向上」、「ゼロ災の実現」、「品質の確保」を挙げており、施工の自動化や管理の自動化、BIM/CIM連動など、建設プロセスをデジタル化し、建設現場の工業化・自動化を推進していくことを目指している。

そうした中、ソーシャル適格クライテリアとして、工場でのプレファブ生産の自動化推進に係る設備・施設の増設を設定している。具体的には、ロボットを活用した鉄筋組立自動化システム「Robotaras® II (ROBOT Arm Rebar Assembly System II)」の導入が挙げられる。形状が同じPC床版の鉄筋組立は比較的単純作業の繰り返しであることから、本システムの導入により、担い手不足の解消と作業負担の軽減、生産性向上の効果が見込まれる。作業員は鉄筋供給機への補充と鉄筋結束機へのワイヤ充填などの補助業務と、結束した鉄筋の幅を保つために設ける幅止め筋など一部自動組立対象外の鉄筋組立作業のみとなる。これにより、鉄筋総重量の約85%が自動組立作業化され、従来6人で2枚/日の組立作業を2人で行えるようになり、省人化による3倍の生産性向上を実現できるとしている。また、工事現場での鉄筋組立は危険を伴う作業のため、事前にロボットによる鉄筋組立を自動化することは建設現場の労働者の安全性向上につながることも期待できる。

本資金使途の対象は、「ソーシャルボンド原則」および「ソーシャルボンドガイドライン」に定義されているプロジェクトのうち、建設現場の労働者を対象とする「社会経済的向上とエンパワーメント（働き方改革）」に該当する。

b. 環境・社会的リスクについて

三井住友建設は、資金使途の対象となる各プロジェクトに係るリスクを社内で特定した上で、法令順守、必要な調査を経て問題がないことを確認した上で、ファイナンスを実行している。これにより、環境・社会へ与えるネガティブな影響の低減に努めている。

JCRは資金使途の対象となるプロジェクトに関して、環境・社会に影響を及ぼしうる負の影響が適切に配慮されていると評価している。

c. SDGs との整合性について

i. ICMA の SDGs マッピングとの整合性

JCRは本フレームワークで定める資金使途の対象について、ICMAのSDGsマッピングを参考にしつつ、以下のSDGsの目標およびターゲットに貢献すると評価した。

A. 再生可能エネルギー



目標 3：すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.9 2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壌の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる。



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



目標 8：働きがいも経済成長も

ターゲット 8.4 2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。



目標 12：作る責任、使う責任

ターゲット 12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

B. グリーンビルディング



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



目標 9：産業と技術革新の基盤をつくろう

ターゲット 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取り組みを行う。



目標 11：住み続けられる街づくりを

ターゲット 11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。

ターゲット 11.6 2030 年までに、大気の質および一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

ii. SDGs アクションプランおよびソーシャルボンドガイドラインとの整合性

資金使途の対象となるプロジェクトは、金融庁がソーシャルボンドガイドラインで例示した「SDGs アクションプラン¹¹等を踏まえた社会的課題」のうち、以下の項目に整合していることを確認した。

「SDGs アクションプラン等を踏まえた社会的課題」		
	対象となる人々：建設現場の労働者	ターゲット
1.あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現	工場でのプレファブ生産の自動化推進に係る設備・施設の増設	

¹¹ 全国務大臣を構成員とする持続可能な開発目標（SDGs）推進本部により定められた持続可能な開発目標（SDGs）実施指針の具体的施策

評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1(F)』とした。

1. 資金使途の選定基準とそのプロセスにかかる妥当性および透明性

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークに基づく資金調達を通じて実現しようとする目標、プロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

a. 目標

三井住友建設は、持続可能な社会の実現と持続的な成長を遂げるため、目指す「2030年の将来像」を『新しい価値で「ひと」と「まち」をささえてつなぐグローバル建設企業』として、2018年度に設定している。この将来像の実現に向け、「中期経営計画 2019-2021」を策定しており、新しい価値の創造として、「建設生産革命の実現～次世代建設生産システム～」、「建設から広がる多様なサービス」、「サステイナブルな技術」、「グローバルな人材」を掲げている。また、環境方針“Green Challenge 2030”を制定し、「生活の質の向上」と「環境負荷低減」を両立し、持続可能な社会の実現に向けた活動を行っている。「脱炭素社会への貢献」、「循環型社会への貢献」、「自然共生社会への貢献」、「環境リスクの管理」、「環境コミュニケーション・ESDの推進」を5つの方針としており、それらを踏まえたKPIを設定している。そして、2020年度には、「2030年の将来像」の実現に向け、社会課題やステークホルダーからの要請などを踏まえ、将来像からの振り返りを通じて、15の優先的に取り組むべき重要課題（マテリアリティ）を特定した。

『人をつなぐ 未来につなぐ』

三井住友建設は、「ひと」と「まち」をささえてつなぐ総合建設会社として「生活の質の向上」と「環境負荷低減」を両立し、持続可能な社会の実現に貢献します。

1. 脱炭素社会への貢献		4. 環境リスクの管理	
2. 循環型社会への貢献		5. 環境コミュニケーション・ESDの推進	
3. 自然共生社会への貢献		※ESD：Education for Sustainable Development (持続可能な開発のための教育)	

(出典：三井住友建設 ウェブサイト¹²⁾)

¹² <https://www.smcon.co.jp/csr/csr-environment/>

マテリアリティマトリックス



(出典：三井住友建設 ウェブサイト¹³)

本フレームワークのグリーンプロジェクトは環境方針およびマテリアリティの「脱炭素社会への貢献」、ソーシャルプロジェクトは中期経営計画の「建設生産革命の実現～次世代建設生産システム～」およびマテリアリティの「若手建設技能労働者の確保・育成」に資するプロジェクトとして位置づけられる。以上より、本フレームワークに基づきサステナビリティボンドを発行することは、三井住友建設の中核的な戦略と整合的であると評価している。

b. 選定基準

三井住友建設のサステナビリティボンドにおける資金使途の選定基準は、評価フェーズ1に記載の通りであり、JCRはこの選定基準について、環境改善効果または社会的便益が期待できると評価している。

c. プロセス

<選定プロセスにかかる本フレームワーク>

サステナビリティボンドの資金使途となるプロジェクトは、当社マテリアリティに基づいて当社財務部が対象となるプロジェクトを選定し、選定されたプロジェクトの適格クライテリアへの適合性を企画部、サステナビリティ推進部が分析・検討したうえで最終決定を評価する。その後、対象となるプロジェクトを資金使途としてサステナビリティファイナンスによる資金調達を行うことは、財務部長の起案により経営会議で審議・決裁された後、取締役会で最終承認を行う。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

三井住友建設は、資金使途の対象となるプロジェクト選定にかかるプロセスを経てサステナビリティボンドの発行を決定する。

資金使途の対象となるプロジェクトは、財務部によって選定され、企画部およびサステナビリティに関する主管部署によって決定される。サステナビリティボンドの発行に関しては、経営陣

¹³ <https://www.smcon.co.jp/investor/materiality/>

により決定されるため、本フレームワークで定めるフレームワークは適切であると JCR は評価している。

本フレームワークに定められている三井住友建設の目標、選定基準、プロセスは、本フレームワークを三井住友建設のウェブサイト上で開示することにより説明される予定であり、透明性は確保されている。

2. 資金管理の妥当性および透明性

(1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定される。本フレームワークに基づき調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトおよびソーシャルプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本フレームワークに基づき調達した資金が、早期に適格クライテリアを満たすプロジェクトに充当される予定となっているか、加えて未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<資金管理にかかる本フレームワーク>

当社財務部が、サステナビリティボンドによる調達資金の全額が、適格クライテリアを満たすプロジェクトに充当されるように本件専用の普通預金口座を新規に開設し、会計システムを用いて充当と管理を行う。未充当資金が発生した場合は、新たに適格クライテリアを満たすプロジェクトが決定されるまでの間は現金および現金同等物にて管理し、新たな適格クライテリアを満たすプロジェクトの選定後に再充当する。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

サステナビリティボンドによって調達した資金は、調達後速やかに資金使途の対象となるプロジェクトに充当され、これ以外の目的に充当される予定はない。

サステナビリティボンドによって調達された資金は、財務部により、会計システムを用いて管理される。この資金管理は内部監査および外部監査の対象となっており、統制が機能している。また、サステナビリティボンドに関する書類は償還後、文書管理規定の定める期間まで保管される予定となっている。

サステナビリティボンドの償還までに、資金使途の対象となるプロジェクトが資金使途の対象から外れて未充当資金が発生する場合には、当該未充当資金は現金又は現金同等物で管理される。また、未充当資金は適格クライテリアを満たす他のプロジェクトに再充当される予定となっている。

以上から、JCR は三井住友建設の資金管理についての妥当性および透明性は高いと評価している。

3. レポーティング体制

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークに基づく調達前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを、調達時点において評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<レポーティング体制にかかる本フレームワーク(抜粋)>

サステナビリティボンドによる調達資金がプロジェクトに全額充当されるまで、年次で以下の内容を当社ウェブサイトを開示予定である。

- ・ 調達資金の充当状況（充当プロジェクト名、充当金額、発行時点で未充当資金がある場合の充当計画）
- ・ 環境改善効果および社会改善効果の状況

なお、その他、償還までに大きな状況の変化があった場合にも、当社ウェブサイト上に開示予定である。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

a. 資金の充当状況にかかるレポーティング

三井住友建設は、サステナビリティボンドの資金用途を、ウェブサイト上、プレスリリース、又は発行登録追補書類で開示する予定としている。サステナビリティボンドの償還までに大きな状況の変化があった場合にも、適時ウェブサイト上にて開示することとしている。

JCRは、三井住友建設の資金の充当状況にかかるレポーティングは適切であると評価している。

b. 環境改善効果および社会的便益にかかるレポーティング

三井住友建設は環境改善効果および社会的便益にかかるレポーティング項目として、以下の項目を当社ウェブサイト上にて年次で開示する予定である。

(1) 環境改善効果に係るレポーティング

- ・ 太陽光発電事業における年間発電量および CO₂排出削減量
- ・ グリーンビルディングにおける年間エネルギー消費量および CO₂排出削減量

(2) 社会的便益に係るレポーティング

- ・ アウトプット指標：一部作業自動化システムの建設
- ・ アウトカム指標：省人化率、労働災害低減の取り組み状況
- ・ インパクト：深刻化する建設技能労働者不足の解決

JCRは三井住友建設のレポーティング計画に定める開示項目および開示頻度について、適切であると評価している。

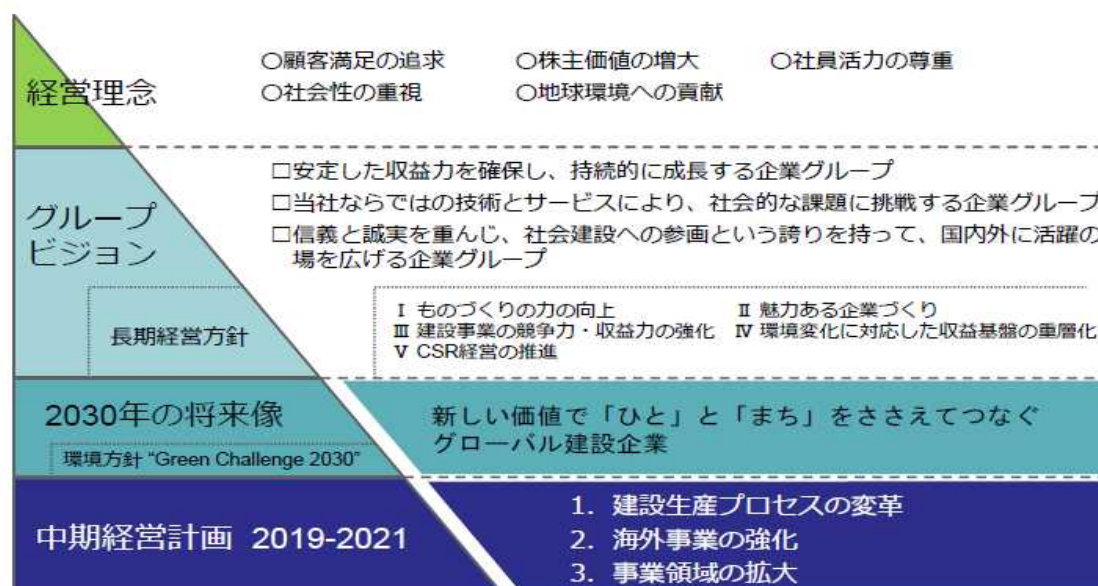
4. 組織のサステナビリティへの取り組み

(1) 評価の視点

本項では、経営陣がサステナビリティに係る課題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境・社会等を含むサステナビリティに係る分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、サステナビリティボンド実行方針・プロセス、プロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

三井住友建設は経営理念として、「顧客満足の追求」、「株主価値の増大」、「社員活力の尊重」、「社会性の重視」、「地球環境への貢献」を掲げている。また、持続可能な社会の実現と持続的な成長を遂げるため、目指す「2030年の将来像」を『新しい価値で「ひと」と「まち」をささえてつなぐグローバル建設企業』として、2018年度に設定している。そして、2020年度には、「2030年の将来像」の実現に向け、社会課題やステークホルダーからの要請などを踏まえ、将来像からの振り返りを通じて、15の優先的に取り組むべき重要課題（マテリアリティ）を特定した。本フレームワークで定めたグリーンプロジェクトおよびソーシャルプロジェクトは、このマテリアリティと密接に結びつくものとなっている。



(出典：三井住友建設 ウェブサイト¹⁴)

三井住友建設では、経営会議の諮問機関として、代表取締役を委員長とするサステナビリティ推進委員会を設置して、サステナビリティ推進に係る取り組みを審議している。その他にも、サステナビリティ推進部会では、サステナビリティ推進委員会管下で、サステナビリティ推進に係る取り組みの審議、および品質・環境マネジメントシステムの全店マネジメントレビューを実施する。これらの事務局は、専門部署であるサステナビリティ推進部が担っている。

三井住友建設では、マテリアリティの特定などに際し、実績が豊富な外部コンサルタント会社を起用している。

以上より、JCR は、三井住友建設の経営陣が環境問題および社会問題を経営の優先度の高い重要課題と位置づけていると評価している。

¹⁴ <https://www.smcon.co.jp/csr/csr-environment/>

■評価結果

本フレームワークについて、JCR サステナビリティファイナンス評価手法に基づき「グリーン性・ソーシャル性評価（資金使途）」を“gs1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR サステナビリティボンド・フレームワーク評価」を“SU 1(F)”とした。本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「ソーシャルボンド原則」、「サステナビリティボンド・ガイドライン」、「グリーンボンドガイドライン」および「ソーシャルボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR サステナビリティボンド・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性・ ソーシャル性 評価	gs1(F)	SU 1(F)	SU 2(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)
	gs2(F)	SU 2(F)	SU 2(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)
	gs3(F)	SU 3(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)	評価対象外
	gs4(F)	SU 4(F)	SU 4(F)	SU 5(F)	評価対象外	評価対象外
	gs5(F)	SU 5(F)	SU 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 梶原 敦子・川越 広志

本評価に関する重要な説明

1. JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、評価対象であるサステナビリティファイナンスの発行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトおよびソーシャルプロジェクトに充当される程度ならびに当該サステナビリティファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該サステナビリティファイナンスで調達される資金の充当ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を完全に表示しているものではありません。

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、サステナビリティファイナンスの調達計画時点または実行時点における資金の充当等の計画または状況を評価するものであり、将来における資金の充当等の状況を保証するものではありません。また、JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、サステナビリティファイナンスが環境、社会的課題に及ぼす効果を証明するものではなく、環境、社会的課題に及ぼす効果について責任を負うものではありません。サステナビリティファイナンスの発行により調達される資金が環境、社会的課題に及ぼす効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR サステナビリティファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR の間に、利益相反を生じさせる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、評価の対象であるサステナビリティファイナンス・フレームワークの下起債される個別債券にかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャル・ペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価：サステナビリティファイナンスにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトまたはソーシャルプロジェクトに充当される程度ならびに当該サステナビリティファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、SU 1 (F)、SU 2 (F)、SU 3 (F)、SU 4 (F)、SU 5 (F) の評価記号を用いて表示されます。

■サステナブルファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル